

2021 年 6 月 21 日

関係各位

株式会社ひろしま港湾管理センター
代表取締役 松本 幸之

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応の延長について（お願い）

広島県は新型コロナウイルス感染の状況が改善したことから、6月20日（日）を持って「緊急事態宣言」が解除されることとなりましたが、広島県独自の対策として、「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」（対象期間：6月21日（月）から7月11日（日））が実施されるなど、引き続き感染対策の徹底が求められております。

このため、当社としては、引き続き役員・従業員の健康と安全を守り、企業活動を継続するために、以下の対応措置を継続させていただくことといたします。

今回の措置により、関係各位にはご不便、ご迷惑をおかけしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」期間中は当社の役員・従業員の広島県外への出張を禁止します。また、広島県内へのご訪問も極力自粛させていただきます。
2. 広島県外からのご来訪についても、「緊急事態宣言」の適用が解除されるまで自粛を要請いたします。特に、緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置の対象となっている8都道府県からの来訪については自粛をお願いいたします。
また、密な環境になりやすい施設見学等についても、「緊急事態宣言解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」期間中は受け入れを中止いたします。
3. 広島県内からのご来訪も極力自粛をお願い申し上げます。書類の授受等につきましても、可能な限り郵送その他の方法により行わせていただくことといたします。
4. 必要に応じて、一部在宅勤務を実施する場合があります。
5. マリーナカンパニーにおける対応については、広島観音マリーナ及び五日市漁港フィッシャリーナのホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧くださいませようお願いいたします。

以 上